

木材利用ポイント申請の手引き

Ver2.5

お問い合わせ先・申請書類の提出先

木材利用ポイント申請受付事務局

〒163-0426

東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング26階

（株式会社JTB 第三事業部 営業第四課内）

TEL : 03-6837-7193

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）9:30～17:30

Email : mokuzai-point@jtb.com

目 次

木材利用ポイント事業の概要	2
二酸化炭素排出量削減を目的としたリフォームに関する補助金の例	5
申請にあたりご準備いただく書類について	6
1.木材利用ポイント交付申請書【東京ゼロエミ住宅の新築等、新築等】	8
2.木材利用ポイント交付申請書【内装木質化】	9
3.住宅工事証明書	10
4.内装木質化の施工証明書	11
5.木材納品証明書（多摩産材）	12
6.木材納品証明書（国産木材）	13
7.使用木材が国産木材であることが確認できる書類	14
8.東京ゼロエミ住宅認証書の写し	15
9.二酸化炭素排出量の削減を目的としたリフォームに関する都等の 補助金の交付を受けたことが確認できる書類の写し	16
10. 検査済証の写し	17
11.工事契約書等または売買契約書の写し	18
12.住宅工事完成写真	19
13.内装木質化した箇所及び面積計算根拠がわかる図面	20
14.施工箇所毎の内装木質化完成写真	21
15.申請者の住民票の写し	22
16.交付申請者本人確認書類	23
17.交付要件等確認書兼誓約書	24
18.手続代行に関する誓約書	25
1.特定工事証明書	26
2.技能士資格者であることを証明する書類の写し	27
3.技能士資格者と特定工事を実施した事業者の 雇用関係を確認できる書類の写し	28
4.特定工事の完成写真及び必要書類	29
送付申請書類チェックシート	30
申請書類送付・発送	32

木材利用ポイント事業の概要

木材利用ポイント事業

「東京の木 多摩産材」（以下、「多摩産材」という。）の需要拡大を図るため、多摩産材を一定量以上使用した住宅を新築した方又は内装木質化（リフォーム）した方を対象に、使用した多摩産材及び国産木材の量に応じて、東京の特産物等の贈呈品と交換できる木材利用ポイント（以下、「ポイント」という。）を交付する事業です。

ポイントを交付する対象住宅の要件

①新築等に係るポイント交付の対象住宅（東京ゼロエミ対象住宅）

- 都内において建主が自ら居住するために東京ゼロエミ住宅の新築等*した戸建住宅であること。
- 令和4年4月1日以降に完成した住宅であること。
- 建築基準法等の関係法令に適合している住宅であること。
- 東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年6月28日付31環地環第86号）第18条第1項に基づき認証審査機関から東京ゼロエミ住宅認証書の交付を受けた住宅であること。
- 多摩産材を1棟当たり4㎡以上使用していること。

②新築等に係るポイント交付の対象住宅

- 都内において建主が自ら居住するために新築等した戸建住宅であること。
- 令和6年4月1日以降に完成した住宅であること
- 建築基準法等の関係法令に適合している住宅であること
- 多摩産材を1棟当たり4㎡以上使用していること。

※「新築等*」とは「建築基準法に基づく検査済証」（p17参照）において、工事種別が「新築」又は「改築」であるものに限る。なお「改築」は建築物の全部を除去して建て替えたものに限る。

③内装木質化に係るポイント交付の対象住宅（二酸化炭素排出量削減を目的としたリフォームを行った住宅）

- 都内において施主が自ら居住する住宅であること。
- 都等の予算を原資とする補助金の交付を受けて、既存住宅における二酸化炭素排出量の削減を目的としたリフォームを行った住宅であること。
- 令和5年4月1日以降に内装木質化が完了した住宅であること。
- 上述の内装木質化は、床、壁又は天井の室内に面する部分に、多摩産材を9㎡以上使用していること

※造り付けの棚等も室内に面していれば対象となる。

④内装木質化に係るポイント交付の対象住宅

- 都内において施主が自ら居住する住宅であること。
- 令和6年4月1日以降に完成した住宅であること
- 上述の内装木質化は、床、壁又は天井の室内に面する部分に、多摩産材を9㎡以上使用していること。

※造り付けの棚等も室内に面していれば対象となる。

木材利用ポイント事業の概要

対象住宅 1 件あたりの交付ポイント数

①新築等に係るポイント交付の対象住宅（東京ゼロエミ対象住宅）

- 最大90万ポイント
- 多摩産材利用量 1 m³当たり12万ポイント 国産木材利用量 1 m³当たり1.5万ポイント

②新築等に係るポイント交付の対象住宅

- 最大60万ポイント
- 多摩産材利用量 1 m³当たり8万ポイント 国産木材利用量 1 m³当たり1万ポイント

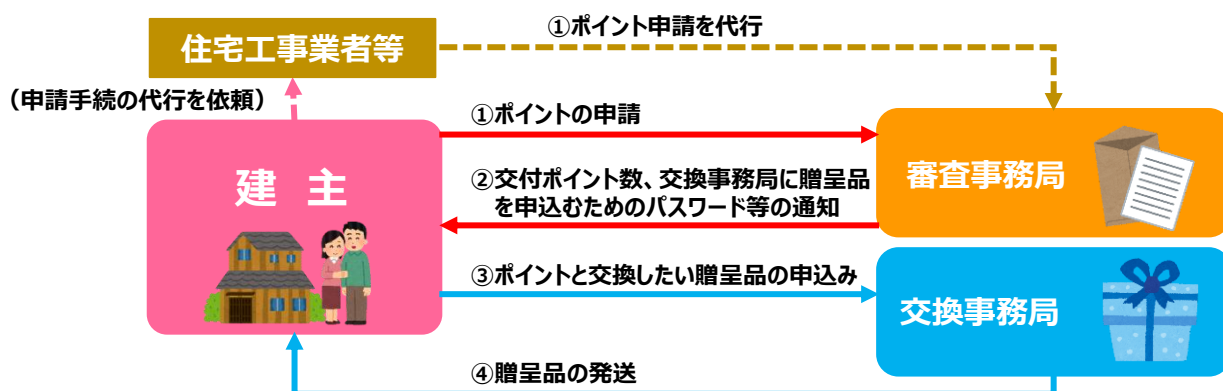
③内装木質化に係るポイント交付の対象住宅（二酸化炭素排出量削減を目的としたリフォームを行った住宅）

- 最大45万ポイント
- 多摩産材利用量 1 m³当たり4.5千ポイント 国産木材利用量 1 m³当たり3千ポイント

④内装木質化に係るポイント交付の対象住宅

- 最大30万ポイント
- 多摩産材利用量 1 m³当たり3千ポイント 国産木材利用量 1 m³当たり2千ポイント

ポイントの申請から贈呈品との交換までの流れ



ポイント申請者について

木材利用ポイントの申請は、以下①、②、③のいずれかの方が行うことができます。

- ① 対象住宅に居住する新築等の建主
- ② 対象住宅に居住する内装木質化の施主
- ③ 上記①の建主、②の施主から申請手続きの代行を依頼された方（住宅工事業者等）

なお、①の建主及び②の施主の現住所は都内に限りますが、③の手続代行者や住宅工事業者の所在地は、都内外を問いません。

また、対象住宅の内装等の写真について、多摩産材のPRのために使わせていただけるか財団から依頼する場合がございます。その際は、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

申請方法について

必要な書類(6～7ページ参照)をご準備いただき、申請受付事務局へ郵送をお願いします。

ポイント申請は随時受け付けます。

申請は先着順にて受付し、ポイント付与予算が上限に達した場合は、受付を終了します。受付の終了は財団ホームページ（<https://www.tokyo-aff.or.jp/site/forest/67895.html>）でお知らせします。

なお、提出された申請書及び添付書類は返却いたしません。

木材利用ポイント事業の概要

ポイント交付について

審査の結果、ポイントを交付することが決定した方には、申請受付事務局から、交付ポイント数等を記載したポイント交付決定通知、及び交換事務局に贈呈品を申込みためのウェブカタログURL、ログインID、パスワード等を記載したポイント交換案内チラシを書面でお知らせします。

なお、ポイントを交付された方は、交換事務局によるアンケートにご協力をお願いいたします。

ポイントと贈呈品の交換について

ポイントと交換する贈呈品の申込は、基本的にウェブカタログをご覧ください、オンラインで行ってください。オンラインでのお手続きが困難な方は、ポイント交換案内チラシに記載の交換事務局にご連絡下さい。紙のカタログと申込用紙を郵送いたします。

ポイントの有効期限はポイント交付決定日（ポイント交付決定通知に記載の日付）から1年間です。有効期間を過ぎますとポイントが失効しますので、ポイント交付決定日から1年以内に贈呈品との交換申込をお願いいたします。

ポイントと交換できる贈呈品

贈呈品の内容は、財団HP（<https://www.tokyo-aff.or.jp/site/forest/67895.html>）記載の贈呈品カタログをご確認ください。

（贈呈品例）

- 東京の農林水産物、伝統工芸品
- 国産木材製品
- 東京の森林整備や林業振興に資するサービス等
- 都内に事業所を有する技能士（左官、畳製作、建具製作）が製作した漆喰等、畳、木製建具のいずれかを対象住宅に施した場合に限り、商品券等とポイントの一部を交換可能

対象となる「多摩産材」とは？

本事業で対象となるのは多摩産材認証制度により認証された木材です。多摩産材認証制度とは、多摩地域で生育し、適正に管理された森林から生産された木材を多摩産材として証明する制度です（産地認証）。

多摩産材の認証は、森林関係団体、森林所有者、製材業者などで構成される「東京の木多摩産材認証協議会」により行われます。

認証制度の詳細は一般社団法人東京都森林協会のホームページをご参照ください。

認証された多摩産材は、東京の木多摩産材認証協議会から登録事業者として認定された製材事業者から購入できます。

多摩産材情報センターで、多摩産材の製品や調達に関するご相談に対応しています。



一般社団法人東京都森林協会

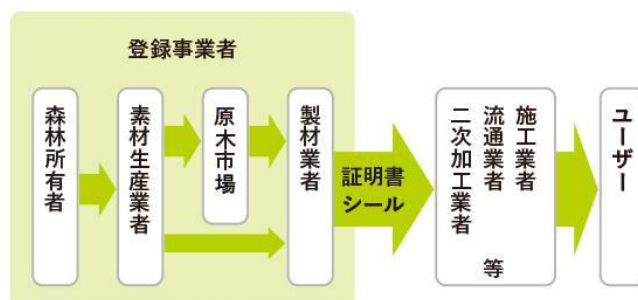


多摩産材情報センター

木材利用ポイント事業の概要

多摩産材の認証のしくみ

対象となる森林から生産された木材で、生産から販売までの全ての流通工程で多摩産材認証登録事業者が扱う木材及び製材品を言います。



東京ゼロエミ住宅

注：令和6年4月1日以降に完成した新築等において、「東京ゼロエミ住宅の認証を受けた住宅であること」は必須要件ではなくなりました。



- 「東京ゼロエミ住宅」とは、都独自に定めた、高い断熱性能を持った断熱材や窓を用いたり、高い省エネ性能を有する家電製品などを取り入れた住宅です。
- 東京ゼロエミ住宅の建築主には助成金が交付されます。
- 東京ゼロエミ住宅の認証制度や助成事業の詳細については、QRコードのリンク先をご確認ください。
- なお、「東京ゼロエミ住宅」の助成金と、木材利用ポイントは併給することができます。
- 「東京ゼロエミ住宅」の助成金を交付されていない場合でも、「東京ゼロエミ住宅認証書」を交付されていれば、ポイントを申請できます。



二酸化炭素排出量削減を目的としたリフォームに関する補助金の例

注：令和6年4月1日以降に内装木質化を完了した住宅において、「都等の補助金の交付を受けて、二酸化炭素排出量の削減を目的としたリフォームを行った住宅であること」は必須要件ではなくなりました。

既存住宅における省エネ改修促進事業に基づく助成金

- 省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドア・断熱材への改修に対する補助になります。
- 既存住宅における省エネ改修促進事業の詳細については、下記URLでご確認ください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ene_reform/ene_reform_r05



災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業に基づく補助金

- 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の詳細については、下記URLでご確認ください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/adiabatic_solor

先進的窓リノベ2025事業に基づく補助金

- 先進的窓リノベ2025事業の詳細については、下記URLでご確認ください。

<https://window-renovation2025.env.go.jp/>

子育てグリーン住宅支援事業に基づく補助金

- 子育てグリーン住宅支援事業の詳細については、下記URLでご確認ください。

<https://kosodate-green.mlit.go.jp/>

東京ゼロエミ住宅の新築等、新築等の申請に必要な書類

申請者 作成	事業者 作成	No.	書類名
●		1	木材利用ポイント交付申請書〔東京ゼロエミ住宅の新築等、新築等〕（別記第1号様式）
	●	3	住宅工事証明書（別記第2号様式）
	●	5	木材納品証明書（多摩産材）（別記第5号様式）
	●	6	木材納品証明書（国産木材）（別記第6号様式）
	●	7	使用木材が国産木材であることが確認できる書類
(●)		8	東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱第18条第1項に基づく東京ゼロエミ住宅認証書の写し
●		10	建築基準法に基づく検査済証の写し
●		11	工事契約書等または売買契約書の写し
●		12	住宅工事完成写真
●		15	申請者の住民票の写し
●		16	交付申請者本人確認書類
●		17	交付要件等確認書兼誓約書（別記第7号様式）
		18	手続代行に関する誓約書（別記第8号様式）
		19	その他都が必要と認める書類
	●	1	特定工事証明書（別記第9号様式）
	●	2	技能士資格者であることを証明する書類の写し
	●	3	技能士資格者と特定工事を実施した事業者の雇用関係を確認できる書類の写し
	●	4	特定工事の完成写真

内装木質化の申請に必要な書類

申請者 作成	事業者 作成	No.	書類名
●		2	木材利用ポイント交付申請書〔内装木質化〕 (別記第3号様式)
	●	4	内装木質化の施工証明書(別記第4号様式)
	●	5	木材納品証明書(多摩産材)(別記第5号様式)
	●	6	木材納品証明書(国産木材)(別記第6号様式)
	●	7	使用木材が国産木材であることが確認できる書類
(●)		9	二酸化炭素排出量の削減を目的としたリフォームに関する都等の補助金の交付を受けたことが確認できる書類の写し
●		11	工事契約書等の写し
		13	内装木質化した箇所及び面積計算根拠がわかる図面
●		14	施工箇所毎の内装木質化完成写真
●		15	申請者の住民票の写し
●		16	交付申請者本人確認書類
●		17	交付要件等確認書兼誓約書(別記第7号様式)
		18	手続代行に関する誓約書(別記第8号様式)
		19	その他都が必要と認める書類
	●	1	特定工事証明書(別記第9号様式)
	●	2	技能士資格者であることを証明する書類の写し
	●	3	技能士資格者と特定工事を実施した事業者の雇用関係を確認できる書類の写し
	●	4	特定工事の完成写真

1.木材利用ポイント交付申請書

申請者作成

[東京ゼロエミ住宅の新築等、新築等]

記載内容をチェック

別記第1号様式

(木材利用ポイント事業 審査事務局宛て)

記入日 年 月 日

木材利用ポイント交付申請書
[東京ゼロエミ住宅の新築等、新築等]

東京都が定める木材利用ポイント事業実施要綱に同意のうえ、同要綱第9条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

1 氏名 氏名 電話番号 携帯番号 メールアドレス

2 住所 〒

2 住宅工事業者

3 所在地 〒

3 担当部署名 電話番号 メールアドレス

3 担当者氏名

3 手続代行者（申請に係る手続きを代行者に依頼する場合に記入してください。）

4 法人名 担当者氏名 電話番号 メールアドレス

4 確認事項 ※下記事項については、手引き等を確認し理解した上で□に✓を記入すること。

5 建主と対象住宅の住所（地番）は工事請負契約書又は売買契約書で確認することを理解している。 □

5 工事完了日は建築基準法に基づく検査証の発行日より確認することを理解している。 □

5 対象住宅の住所（地番）は都内であり、かつ交付申請以降、住所（地番）の変更はできないことを理解している。 □

5 申請者は、対象住宅の建主と同一である。また、交付申請以降、申請者の変更はできないことを理解している。 □

5 申請ポイント ※東京ゼロエミ住宅認証取得については、【有】・【無】いずれかに○をすること。

(使用材積合計)※ (申請ポイント数)

6 東京ゼロエミ住宅認証を取得しているか

【有】多摩産材使用分 120,000 ポイント × m³ = ポイント

【有】国産木材使用分 15,000 ポイント × m³ = ポイント

【無】多摩産材使用分 80,000 ポイント × m³ = ポイント

【無】国産木材使用分 10,000 ポイント × m³ = ポイント

※別記第2号様式に記載した多摩産材及び国産木材の使用材積と合わせる。

6 対象住宅における特定工事の有無

7 対象住宅において実施要綱紙2に規定する特定工事を実施している。 はい ・ いいえ いずれかに○をすること。

(日本産業規格A列4面)

確認内容

- 1
- 対象住宅の建主の氏名が記載されているか？
 - 他の書類に記載されている建主の氏名と一致しているか？（第2,7,8号様式、その他添付書類（東京ゼロエミ住宅認証書、検査済証、工事契約書等））

- 2
- 対象住宅の住所（都内）が記載されているか？
 - 他の書類に記載されている住所と一致しているか？（第2,5～9号様式、本人確認書類）

- 3
- 住宅工事業者と締結した工事契約書等又は売買契約書の写しが添付されているか？

- 4
- 申請の手続きの代行を第三者に依頼した場合、記入すること

- 5
- チェックボックス□に「✓」があるか？

- 6
- 住宅工事証明書（第2号様式）における使用木材の材積と一致しているか？
 - 【有】・【無】いずれかに○をすること。

- 7
- いずれかに○をすること。

2.木材利用ポイント交付申請書〔内装木質化〕

申請者作成

記載内容をチェック

別記第3号様式

記入日 年 月 日

(木材利用ポイント事業 審査事務局宛て)

木材利用ポイント交付申請書〔内装木質化〕

東京都が定める木材利用ポイント事業実施要綱に同意のうえ、同要綱第9条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

1	氏名		電話番号	
			携帯番号	
			メールアドレス	

2 住所 〒

2 住宅工事業者

法人名		代表者職・氏名	
3	所在地		
	担当部署名	電話番号	
	担当者氏名	メールアドレス	

3 手続代行者（申請に係る手続きを代行者に依頼する場合に記入してください。）

4	法人名	担当者氏名
	電話番号	
	メールアドレス	

4 確認事項 ※下記事項については、手引き等を確認し理解した上で□に✓を記入すること。

5	・施主と対象住宅の住所(地番)は工事請負契約書で確認することを理解している。	□
	・対象住宅の住所(地番)は都内であり、かつ交付申請以降、住所(地番)の変更はできないことを理解している。	□
	・申請者は、対象住宅の内装木質化の施主と同一である。また、交付申請以降、申請者の変更はできないことを理解している。	□

5 申請ポイント ※都等の補助金の交付を受けたリフォーム住宅か否かについて、【はい】・【いいえ】いずれかに○をすること。

		多摩産材使用分	4,500 ポイント×	㎡ =	ポイント	
6	都等の補助金の交付を受けてリフォームした住宅か	【はい】	国産木材使用分	3,000 ポイント×	㎡ =	ポイント
		【いいえ】	多摩産材使用分	3,000 ポイント×	㎡ =	ポイント
			国産木材使用分	2,000 ポイント×	㎡ =	ポイント

※別記第4号様式に記載した多摩産材及び国産木材の各使用面積の小数点以下を四捨五入した数値を記載すること。

6 対象住宅における特定工事の有無

対象住宅において実施要綱別紙2に規定する特定工事を実施している。	はい・いいえ いずれかに○をすること
----------------------------------	-----------------------

(日本産業規格 入列4番)

確認内容

1

- 対象住宅の建主の氏名が記載されているか？
- 他の書類に記載されている建主の氏名と一致しているか？(第4,7,8号様式、その他添付書類（助成金の確定通知書等の写し、工事契約書等）)

2

- 対象住宅の住所（都内）が記載されているか？
- 他の書類に記載されている住所と一致しているか？（第3～9号様式、本人確認書類）

3

- 住宅工事業者と締結した工事契約書等の写しが添付されているか？

4

- 申請の手続きの代行を第三者に依頼した場合、記入すること

5

チェックボックス□に「✓」があるか？

6

- 内装木質化の施工証明書（第4号様式）における使用木材の施工面積と一致しているか？
- 【はい】【いいえ】のいずれかに○をつけること。

7

いずれかに○をすること。

☐ 捺印漏れがないかチェック

☐ 記載内容をチェック

別記第2号様式

記入日 年 月 日

1 住宅工事業者 郵便番号 所在地 法人名 代表者職氏名 印

住宅工事証明書

下記のとおり、木材利用ポイントの交付申請[新築等]に係る対象住宅の工事を行ったことを証明します。

記

2 第1 対象住宅の住所(地番)

第2 対象住宅の建主の氏名

第3 使用木材の材積

多摩産材の材積 ※小数点以下切捨て m

国産木材の材積 ※小数点以下切捨て m

4 木材納品証明書(多摩産材) 供給業者名

多-①

多-②

多-③

多-④

多-⑤

5 木材納品証明書(国産木材) 供給業者名

国-①

国-②

国-③

国-④

国-⑤

6 第4 特定工事の実施 ※対象住宅の内装に施したものの口に✓を記入すること。

	指定資材	技能士資格	製作した事業者名
☐	塗り壁	左官技能士	
☐	木製建具	建具製作技能士	
☐	畳	畳製作技能士	

(日本産業規格A列4番)

確認内容

- 1
- 対象住宅の工事を行った事業者が捺印しているか？
 - 交付申請書（第1号様式）における住宅工事業者欄と法人名等が一致しているか？

- 2
- 交付申請書（第1号様式）の申請者欄における氏名、住所と一致しているか？

- 3
- 多摩産材の材積は4 m³以上か？
 - 交付申請書（第1号様式）における使用木材の材積と一致しているか？
 - 木材納品証明書（第5～6号様式）における材積の合計以下の数値が記載されているか？

- 4
- 対象住宅に多摩産材を供給した業者名が記載されているか？
 - 供給事業者毎に木材納品証明書（第5号様式）を添付しているか？

- 5
- 対象住宅に国産木材を供給した業者名が記載されているか？
 - 供給事業者毎に木材納品証明書（第6号様式）を添付しているか？

- 6 対象住宅に特定工事を実施した場合
- チェックボックス□に「✓」があるか？
 - 製作した事業者名は、特定工事証明書（第9号様式）の事業者名と一致しているか？

事業者作成

- ## 確認内容

1. 対象住宅の工事を行った事業者が捺印しているか？
交付申請書（第3号様式）における住宅工事業
者欄と法人名等が一致して
いるか？

2

- 交付申請書（第3号様式）の申請者欄における氏名、住所と一致しているか？

3

- 多摩産材の使用面積計は9㎡以上か？
- 多摩産材の使用面積計及び国産木材の使用面積計は、各々、交付申請書（第3号様式）における多摩産材使用分面積（小数点以下切り捨て）及び国産木材使用分面積（小数点以下切り捨て）より大きいのか？

4

- ・対象住宅に多摩産材及び/又は国産木材を供給した業者名が記載されているか？
- ・供給事業者毎に木材納品証明書（第5号様式、第6号様式）を添付しているか？

5 対象住宅に特定工事を実施した場合

- チェックボックス□に「✓」があるか？
- 製作した事業者名は、特定工事証明書（第9号様式）の事業者名と一致しているか？

事業者作成

- ## 確認内容

1. 対象住宅に多摩産材を供給した業者が捺印しているか？
住宅工事証明書（第2号様式）又は内装木質化の施工証明書（第4号様式）における多摩産材の供給業者名（多-①～）と一致しているか

2 交付申請書（第1号様式又は第3号様式）における申請者の住所と一致しているか

3 交付申請書（第1号様式又は第3号様式）における住宅工事業者の法人名、代表者氏名と一致しているか

4

- 単材積及び材積の計算に間違いはないか？
- 材積の合計値は、住宅工事証明書（第2号様式）における多摩産材の材積（小数点以下切捨て）よりも大きいか？

事業者作成

- ## 確認内容

年 月 日

1

2

3

代表者氏名

4

合計(m³)

0.0000

(日本産業規格A列4番)

1

- 2

3

4

- 単材積及び材積の計算に間違いはないか？
- 材積の合計値は、住宅工事証明書（第2号様式）における国産木材の材積（小数点以下切捨て）よりも大きいのか？

7.使用木材が国産木材であることが 確認できる書類

事業者作成

対象住宅において、国産木材が使用されていることを証明する書類の写しとする。

例)

①〇〇県産材証明書

都道府県毎の独自の制度に基づく、当該地域の森林から生産された木材であることの証明です。

②木材表示推進協議会（FIPC）の会員が発行する合法性の証明書

木材表示推進協議会（FIPC）の会員は、木材製品の樹種、原産地、加工種等とともに、合法的に伐採された木材であることを証明できます。



③森林認証材である旨が表示された木材取引書類（出荷伝票等）

森林認証制度とは、森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出された木材・木材製品であることを証明するものです。（例：森林管理協議会（FSC®）、PEFC森林認証プログラム（PEFC）、「緑の循環」認証会議（SGEC））



8.東京ゼロエミ住宅認証書の写し

申請者作成

注：令和6年4月1日以降に完成した新築等において、「東京ゼロエミ住宅の認証を受けた住宅であること」は必須要件ではなくなりました。

別記第8号様式（第18条第1項関係）

東京ゼロエミ住宅認証書

第 年 月 日

1 (建築主) 様

(認証審査機関)



東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱第16条第1項の規定に基づき申請のあった東京ゼロエミ住宅完了検査申請について、同要綱第3条の規定に基づく東京ゼロエミ住宅指針に適合していることから、同要綱第18条第1項の規定に基づき下記のとおり交付します。

記

1	申請年月日	()
2	住宅の名称	()
3	住宅の位置	()
4	単位住戸及び共用部分（人の居住の用に供するものに限る。）の床面積の合計	()
5	集合住宅等の場合、その単位住宅の数	()
6	適合状況を確認した水準	()
7	適合状況を確認する際に選択した基準	()
8	確認を行った認証審査員の氏名	()
9	設置される太陽光発電システムの出力	()
10	東京ゼロエミ住宅におけるオール電化への該当の有無	()

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱は東京都が家庭部門のエネルギー消費量の削減に向けた住宅の断熱性能、省エネルギー性能及び創エネルギー性能向上及び住宅の環境性能の品質の確保について必要な事項を定めたものです。

東京都環境局

確認内容

1

- 交付申請書（第1号様式）の申請者欄における氏名と一致しているか？
- 売買契約で購入した場合など、ゼロエミ住宅の建築主と、申請者が一致しない場合は、売買契約書等により当該住宅がゼロエミ住宅認証を受けていることが確認できること

2

- 検査済証及び工事契約書等に記載されている対象住宅の住所（地番）と一致しているか？

9.二酸化炭素排出量の削減を目的としたリフォームに関する都等の補助金の交付を受けたことが確認できる書類の写し

注：令和6年4月1日以降に内装木質化を完了した住宅において、「都等の補助金の交付を受けて、二酸化炭素排出量の削減を目的としたリフォームを行った住宅であること」は必須要件ではなくなりました。

書類の例（東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付決定通知書の写し）

第2号様式（第10関係）

住民画第 号
年 月 日

殿

東京都知事

年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金については、下記により交付することを決定したので、東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱第10第1項の規定により通知する。

記

1 交付予定金額	円
2 補助金の種類	☐ 省エネ診断等 ☐ 省エネ化等のための計画の策定等 ☐ 省エネ改修等 ☐ 構造補強工事のための計画の策定を含む。 ☐ 構造補強工事を含む。 （ZEH水準全体改修の場合に限る。） （ZEH水準全体改修の場合に限る。）
3 建築物の概要	
名称	：
（一部住戸の場合の号室）	：
所在地	： 東京都
4 条件等	
一 東京都補助金等交付規則及び東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱を遵守すること。	
二 この補助金の対象となる事業は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。	
三 補助金交付申請額の変更等が生じた場合は補助金交付変更申請書（別記第7号様式）に、補助事業の内容を変更しようとする場合で、交付決定額に変動が生じないときは内容変更承認申請書（別記第13号様式）に、補助事業を中止又は廃止する場合は中止・廃止申請書（別記第14号様式）に、提出書類一覧のうち必要な書類を添えて知事に申請しなければならない。	
四 補助対象事業費について、本補助金以外に都若しくは国から交付される補助金等又は区市町村から交付される補助金等（原資に都費を含むものに限る。）を受給しないこと。	
五 東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱第12第1項に規定する行為があったときは、この交付決定を取り消すものとする。	

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

確 認 内 容

1

・交付申請書（第3号様式）の申請者欄における氏名と一致しているか？

2

・工事契約書等に記載されている対象住宅の住所（地番）と一致しているか？

10.検査済証の写し

確認内容

1

- 交付申請書（第1号様式）の申請者欄における氏名と一致しているか？
- 売買契約で購入した住宅の場合など、検査済証の建築主と、申請者が一致しない場合は、売買契約書等により当該住宅が検査済であることが確認できること

2

- 東京ゼロエミ住宅認証書及び工事契約書等に記載されている対象住宅の住所（地番）と一致しているか？

3

- 東京ゼロエミ住宅認証を取得している場合、検査年月日または住宅引渡し日は令和4年4月1日以降か？
- 東京ゼロエミ住宅認証を取得していない場合、検査年月日または住宅引渡し日は令和6年4月1日以降か？（なお、住宅引渡し日で認定する場合は、住宅引渡し日が確認できる追加書類を提出すること）

第二十四号様式（第四条の六関係）

建築基準法第7条の2第5項の規定による

例

検査済証

1

建築主、設置者又は築造主

〇〇 〇〇 様

第 00000 号
令和 00 年 00 月 00 日

下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の3第1の規定により読み替えて適用される同法第7条の1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 確認済証明番号 第 00000 号
2. 確認済証交付年月日 令和 00 年 00 月 00 日
3. 確認済証交付者 〇〇〇〇〇
4. 建築場所（設置場所又は築造場所） 〇〇〇〇〇
5. 検査を行った建築物、構築物、備蓄又は工作物又はその部分の概要
 - 【1. 建築物の名称】 〇〇〇 邸
 - 【2. 主 要 用 途】 戸建ての住宅
 - 【3. 工 事 種 別】 ☒新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替
 - 【4. 申請棟数】 1 棟
 - 【5. 主たる建築物の構造】 木造
 - 【主たる建築物の階数】 地階を除く階数（地上階数） 2 階
地階の階数 0 階
 - 【容積率の適用】 ☐有 ☒無
☐道路高さ制限 ☐隣地高さ制限 ☐北側高さ制限
6. 検査後、引き続き建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定

7. 検査年月日

3

令和 00 年 00 月 00 日

8. 検査を行った確認検査員氏名

〇〇〇〇〇

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

※受付番号 第 00000 号

11.工事契約書等または売買契約書の写し

申請者作成

確認内容

1

新築の場合、東京ゼロエミ住宅認証書及び検査済証、又は内装木質化の場合、都の助成金の交付を受けて省エネ改修されたことの証明書に記載されている対象住宅の住所（地番）と一致しているか？

2

交付申請書（第1号様式又は第3号様式）の申請者欄における氏名と一致しているか？

3

交付申請書（第1号様式又は第3号様式）の住宅工事業者欄と一致しているか？

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

建設工事請負契約書

1、工事名 〇〇〇〇〇〇建築工事

2、工事内容

3、工事場所

4、工期 着手 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
完成 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
引渡 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

5、請負金額 金 円（税込）

6、支払方法 前払金（ ） 金 円（税込）
部分払（ ） 金 円（税込）
竣工払（工事完了確認後） 日以内 金 円（税込）

7、調停人 〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇 印

8、その他 解体工事要する費用など

本書を1通作成し、発注者及び受注者それぞれ1通を保有する。※要保管

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〒000-0000 〇〇県〇〇町〇〇1丁目2番地

発注者 〇〇 〇〇 印

住所 〒000-0000 〇〇県〇〇町〇〇2丁目1番地

受注者 〇〇 〇〇 印

▼使用木材について確認できる写真とすること（該当するもののみ提出）。

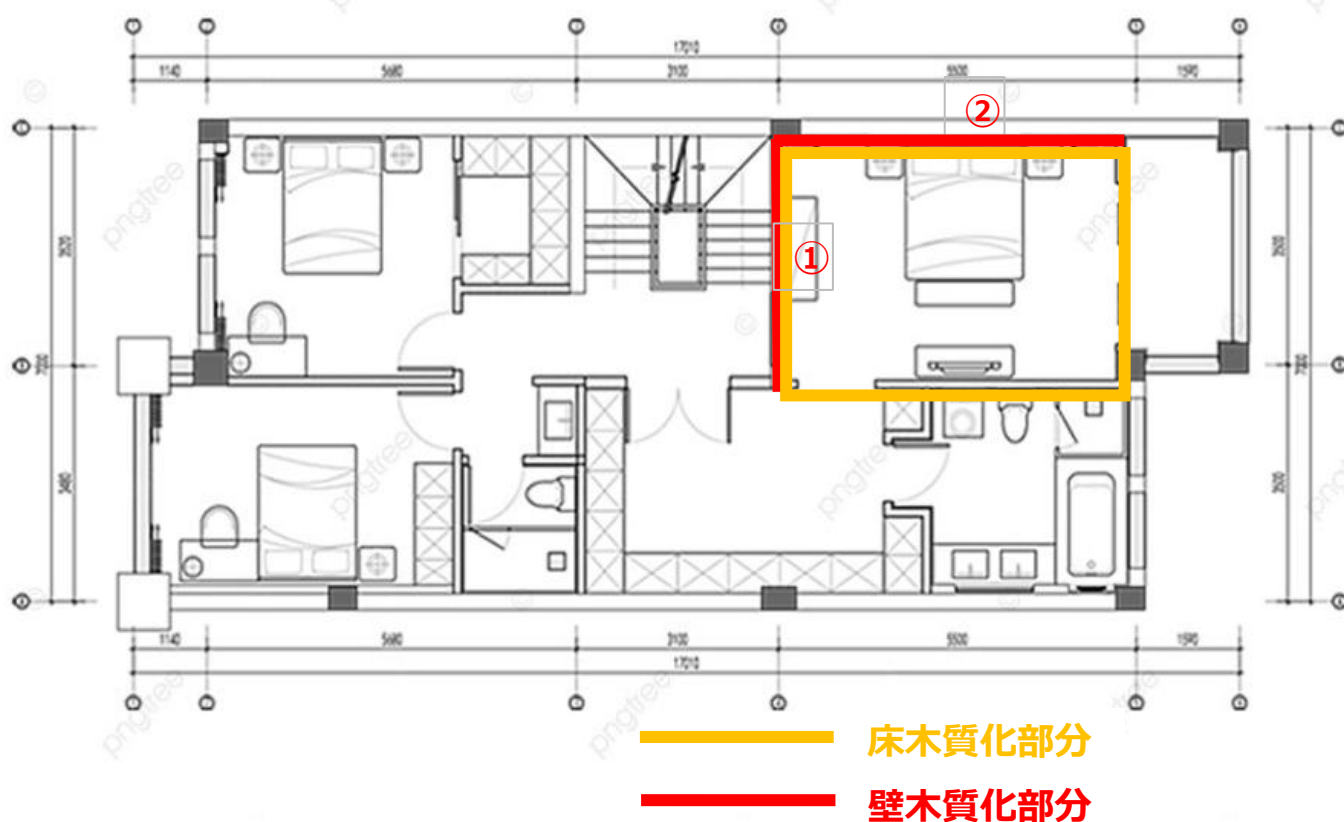
- ①構造材（全体及び近景）各1枚以上
- ②内装 1枚以上
- ③外構 1枚以上

構造材 （全体及び近景） 各1枚以上	
内装 1枚以上	
外構 1枚以上	

13.内装木質化した箇所及び 面積計算根拠がわかる図面

- ▼ 平面図や展開図等に内装木質化した箇所を色付けしたもの。
寸法・面積計算根拠を記載すること。

図面例：床・壁の木質化を行った場合、平面図と展開図が必要になります。
(床・天井の場合は平面図が必要。壁の場合は平面図＋展開図が必要。)



床木質化の面積： $5.4 \times 4.2 = 22.68\text{m}^2$

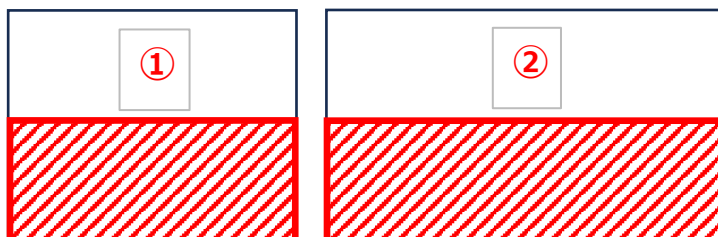
壁木質化の面積： $6.72 + 8.64 = 15.36\text{m}^2$

①： $4.2 \times 1.6 = 6.72\text{m}^2$

②： $5.4 \times 1.6 = 8.64\text{m}^2$

展開図がない場合は、手書きの図面や
写真に色付けしたものでも認めます。

寸法、面積の計算式を記載する。



▼使用木材について確認できる写真とすること（該当するもののみ提出）。

①内装 1枚以上（施工箇所毎の内装木質化完成写真が必要）

内装 1枚以上	
--------------------	--

- ▼ 下記条件を満たす住民票の写しを添付すること。（「住民票の写し」のコピーでも可）
ただし、交付申請者本人確認書類（22ページ）で、申請者の現住所が確認できる場合は、住民票の写しの添付は省略することができる。

- ① 本籍地及びマイナンバーの記載のないもの。
- ② 発行後3ヶ月以内のもの。

▼ 確認内容

- ① 住民票における申請者の現住所が、木材利用ポイント交付申請書（第1号様式又は第3号様式）における申請者の住所と一致しているか？

▼ 下記書類のうち、いずれかひとつの写しを添付すること。
有効期限のある書類は、申請時点で有効期限内のものとする。

- ①運転免許証
- ②マイナンバーカード(個人番号カード)
- ③健康保険証
- ④住民基本台帳カード
- ⑤日本国パスポート
- ⑥外国人登録証明書（もしくは「在留カード」または「特別永住者証明書」）
- ⑦身体障害者手帳
- ⑧療育手帳
- ⑨精神障害者保健福祉手帳

▼ 確認内容

- ①木材利用ポイント交付申請書（第1号様式又は第3号様式）の申請者氏名と一致しているか？
- ②氏名、住所（記号・番号）が見切れておらず、印字文字の認識ができるか？

17.交付要件等確認書兼誓約書

記載内容をチェック

確認内容

- 1
- 交付申請書（第1号様式又は第3号様式）に記入された申請者氏名・住所と一致しているか？
 - 申請者の自署により氏名が記載されているか？

別記第7号様式

交付要件等確認書兼誓約書

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長 殿

私は、東京都が定める木材利用ポイント事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第9条の規定に基づきポイントの交付を申請するに当たり、以下の内容について、誓約します。

年 月 日

1

申請者氏名 （自署）	
住所 （交付申請書に記載した住所）	

1. ポイント交付の申請について

実施要綱第9条の規定に基づき提出する申請書及び添付書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽、不正の記述を行わない。申請の内容に虚偽、不正の記述をした場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行う。

木材利用ポイント交付要綱（以下「交付要綱」という。）第19条の規定によりポイント交付の決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第20条に規定する贈呈品の返還又は金銭の納付を請求されたときは、これに異議なく応じる。

2. 暴力団排除に関する誓約

申請者が実施要綱第8条各号に該当せず、将来にわたっても該当しないよう法令等を遵守する。

東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため警視庁へ照会がなされることを了承する。

※この誓約書における「暴力団員等」とは、次に掲げる者をいう。

- 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- 暴力団員を雇用している者
- 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3. 個人情報の利用目的について

本事業における個人情報の利用目的について理解し、了解する。

4. 交付申請について

本事業の実施要綱、交付要綱、ポイント申請の手引き、よくある質問と回答、ホームページ等を確認し、内容や注意事項等を全て理解したうえで申請する。

提出された申請書を審査事務局が審査した結果、ポイントの交付対象にならない場合があることを理解し、了承する。

ポイント交付数の上限について理解し、了承する。

提出する申請書および添付書類は返却されないことを理解し、了承する。

5. 現地調査及びアンケートの協力について

審査事務局がポイント交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。

ポイント保有者となった際に、交換事務局が行うアンケートに協力する。

6. 手続代行者について（手続代行者に依頼する場合のみ）

申請者及び手続代行者はお互いに連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努める。

審査事務局が発行する各種書類が、申請者へ通知されたことを手続代行者へも連絡する場合があることを理解し、了承する。

(日本産業規格A列4番)

18. 手続代行に関する誓約書

☐ 捺印漏れがないかチェック

☐ 記載内容をチェック

確認内容

1

- 交付申請書（第1号様式又は第3号様式）における手続代行者の法人名等と一致しているか？
- 手続代行者による捺印がされているか？

2

- 交付申請書（第1号様式又は第3号様式）における申請者の氏名・住所と一致しているか？

別記第8号様式

手続代行に関する誓約書

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長 殿

私は、東京都が定める木材利用ポイント事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第9条第3項の規定に基づきポイントの交付申請を代行するに当たり、以下の内容について、誓約します。

年	月	日
---	---	---

手続代行者

1

法人名	代表者職・氏名	印
所在地		

手続の代行を依頼した申請者

2

氏名	
住所	

1. ポイント交付の申請について

実施要綱第9条の規定に基づき提出する申請書及び添付書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽、不正の記述を行わない。申請の内容に虚偽、不正の記述をした場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行う。

本事業の実施要綱、木材利用ポイント交付要綱（以下「交付要綱」という。）、ポイント申請の手引き、よくある質問と回答、ホームページ等を確認し、内容や注意事項等を全て理解したうえで審査事務局に必要な申請書類を提出する。

申請者へ本事業の内容を説明し、かつ申請者の意思を確認したうえで申請を行う。

提出された申請書を審査事務局が審査した結果、ポイントの交付対象にならない場合があることを理解し、申請者に周知したうえで申請を行う。

申請者と連携を図り、事業を円滑に推進できるよう努める。

手続代行者が行う手続きについての調査により、手続代行者が実施要綱等の規定に従って手続きを遂行していないと認められ、代行の停止を求められたときは、これに異議なく応じる。

2. 暴力団排除に関する誓約

手続代行者は、暴力団員等に該当せず、将来にわたっても該当しないよう法令等を遵守する。

東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることを了承する。

※この誓約書における「暴力団員等」とは、次に掲げる者をいう。

- 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- 暴力団員を雇用している者
- 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

（日本産業規格A列4番）

1. 特定工事証明書

事業者作成

☐ 捺印漏れがないかチェック

☐ 記載内容をチェック

別記第9号様式

年 月 日

1

事業者	郵便番号		
所在地			
法人名			
代表者職・氏名			
電話番号			

印

特定工事証明書

以下のとおり、木材利用ポイントの交付申請に係る対象住宅において特定工事を実施したことを証明します。

2 第1 対象住宅の住所(地番)

3 第2 対象住宅の住宅工事業者

法人名		代表者氏名	
-----	--	-------	--

4 第3 特定工事を製作した技能士

氏名		技能士番号	
----	--	-------	--

(注1) 上記の者が技能士資格者であることを証明する書類の写しを添付すること
(注2) 上記の者と事業者の雇用関係が確認できる書類を添付すること

5 第4 使用した指定資材の種類

例) しっくい、珪藻土、木製ドア、障子、い草畳、和紙畳 など

(注3) 上記の指定資材を用いた対象住宅の内装の完成写真を添付すること

(日本産業規格A列4番)

確認内容

1

- 対象住宅に特定工事を実施した業者が捺印しているか？
- 住宅工事証明書（第2号様式又は第4号様式）で□に「✓」を付けた特定工事の事業者名と一致しているか？
- 所在地は都内か？

2

- 交付申請書（第1号様式又は第3号様式）における申請者の住所と一致しているか？

3

- 交付申請書（第1号様式又は第3号様式）における住宅工事業者の法人名、代表者氏名と一致しているか？

4

- 技能検定合格証書の写しを添付しているか？
- 技能検定合格証書に記載されている氏名、技能士番号と一致しているか？

5

- 対象住宅の内装に施した指定資材（塗り壁、木製建具、畳（畳表に石油化学製品を使用していないもの）のいずれか）が確認できる写真を添付すること。

6

- ①の特定工事を実施した事業者が、③の住宅工事業者と異なる場合は、申請者又は③の住宅工事業者から①の事業者に特定工事を依頼したことが確認できる書類（例：契約書、注文書などの写し）、及び①の事業者が特定工事の依頼を請けたことが確認できる書類（例：契約書、請書、請求書、領収書などの写し）を提出すること

2.技能士資格者であることを証明する書類の写し

事業者作成

▼対象住宅に使用した指定資材（塗り壁、木製建具、畳のいずれか）に応じた技能士資格（左官、畳製作、建具製作技能士のいずれか）の技能検定合格証書の写しを添付すること。

- ① 特級・1級・単一等級は、厚生労働大臣印が押印されたA3版の証書の写し。
- ② 2級・3級は、各都道府県の知事印が押印されたA4版の証書の写し。
- ③ 「技能士カード」の写しでも可。

▼ 確認内容

- ① 技能士の氏名及び技能士番号が、特定工事証明書（第9号様式）に記載したものと一致しているか？

3.技能士資格者と特定工事を実施した事業者の雇用関係を確認できる書類の写し

事業者作成

▼特定工事を実施した事業者が、技能士資格者の雇用者であることが確認できる書類の写しを添付すること。

例)

- ①健康保険被保険者証
- ②健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ③市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書 など

■雇用関係を確認するための書類の例

確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険証被保険者証		健康保険法	本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書			事業主		事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払いをする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される

※特定工事を実施した事業者が、技能士資格者の雇用者でない場合、下記（イ）及び（ロ）の書類を提出すること。

- （イ）事業者から技能士へ特定工事を依頼したことが確認できる書類
（例：契約書、注文書などの写し）
- （ロ）技能士が事業者から特定工事の依頼を請けたことが確認できる書類
（例：契約書、請書、請求書、領収書、銀行振込記録などの写し）

▼特定工事証明書（第9号様式）に記載した指定資材が、対象住宅に使用されていることが確認できる写真とすること。

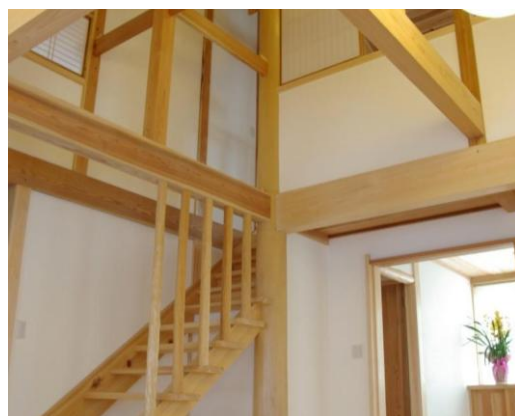
① 指定資材毎に1枚以上

必要書類

畳の場合：畳表に石油化学製品を使用していないことが確認できる書類（例：畳表の材質が「い草」であることが記載されている出荷証明書などの写し）を提出すること。



特定工事（い草畳）



特定工事（しゅくい壁）



特定工事（木製ドア）



特定工事（障子）

東京ゼロエミ住宅の新築等、新築等の申請には以下の書類が必要です。

必須	東京ゼロエミ住宅認証取得の場合のみ	国内木材を使用した場合のみ	手続き代行を依頼した場合のみ	特定工事を実施した場合のみ	No.	書類名	チェック
					1	木材利用ポイント交付申請書〔東京ゼロエミ住宅の新築等、新築等〕（別記第1号様式）	☐
					3	住宅工事証明書（別記第2号様式）	☐
					5	木材納品証明書（多摩産材）（別記第5号様式）	☐
					6	木材納品証明書（国産木材）（別記第6号様式）	☐
					7	使用木材が国産木材であることが確認できる書類	☐
					8	東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱第18条第1項に基づく東京ゼロエミ住宅認証書の写し	☐
					10	建築基準法に基づく検査済証の写し	☐
					11	工事契約書等または売買契約書の写し	☐
					12	住宅工事完成写真	☐
					15	申請者の住民票の写し	☐
					16	交付申請者本人確認書類	☐
					17	交付要件等確認書兼誓約書（別記第7号様式）	☐
					18	手続き代行に関する誓約書（別記第8号様式）	☐
					1	特定工事証明書（別記第9号様式）	☐
					2	技能士資格者であることを証明する書類の写し	☐
					3	技能士資格者と特定工事を実施した事業者の雇用関係を確認できる書類の写し	☐
					4	特定工事の完成写真及び必要書類	☐

内装木質化の申請には以下の書類が必要です。

必須	二酸化炭素排出量削減を目的としたリフォームを行った場合のみ	国内木材を使用した場合のみ	手続き代行を依頼した場合のみ	特定工事を実施した場合のみ	No.	書類名	チェック
					2	木材利用ポイント交付申請書〔内装木質化〕 (別記第3号様式)	☐
					4	内装木質化の施工証明書(別記第4号様式)	☐
					5	木材納品証明書(多摩産材)(別記第5号様式)	☐
					6	木材納品証明書(国産木材)(別記第6号様式)	☐
					7	使用木材が国産木材であることが確認できる書類	☐
					9	二酸化炭素排出量の削減を目的としたリフォームに関する都等の補助金の交付を受けたことが確認できる書類の写し	☐
					11	工事契約書等の写し	☐
					13	内装木質化した箇所及び面積計算根拠がわかる図面	☐
					14	施工箇所毎の内装木質化完成写真	☐
					15	申請者の住民票の写し	☐
					16	交付申請者本人確認書類	☐
					17	交付要件等確認書兼誓約書(別記第7号様式)	☐
					18	手続き代行に関する誓約書(別記第8号様式)	☐
					1	特定工事証明書(別記第9号様式)	☐
					2	技能士資格者であることを証明する書類の写し	☐
					3	技能士資格者と特定工事を実施した事業者の雇用関係を確認できる書類の写し	☐
					4	特定工事の完成写真及び必要書類	☐

申請書類の原本を送付

- ・ 原則としてレターパックライト又はレターパックプラスにより送付してください。
- ・ 郵便における際に発生した「料金不足」「宛先の間違い」「普通郵便の未到達」等による事故・トラブルについては、責任を負いかねます。
- ・ 内容不備・書類不備の場合は、申請を受理することができませんので、ご連絡をする場合があります。

東京ゼロエミ住宅の新築等、新築等の申請に必要な書類

【別記第1号様式】

【別記第2号様式】

【建築基準法に基づく（東京ゼロエミ住宅認定検査済証の写し） 証書の写し】

その他必要な書類
(P29参照)

内装木質化の申請に必要な書類

【別記第3号様式】

【別記第4号様式】

【二酸化炭素排出量の削減を目的としたリフォームに関する都等の補助金の交付を受けたことが確認できる書類の写し】

その他必要な書類
(P30参照)

【共通】東京ゼロエミ住宅の新築等、新築等の申請・内装木質化の申請に必要な書類

【別記第5号様式】

【別記第6号様式】

【別記第7号様式】

【別記第8号様式】

【別記第9号様式】

【工事契約書等の写し】



(レターパック)

レターパックにて送付してください。

※事務局に送付された書類は、返却いたしません。
梱包前に必要書類のみか、再確認をお願いいたします。

送付先

申請書類を同封の上、以下の送付先までお送り下さい。

〒163-0426
東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング26階
木材利用ポイント申請受付事務局
(株式会社JTB 第三事業部 営業第四課内)